

倫理審査委員会議事録

- 1 日時 令和1年6月11日(火) 17時30分～
- 2 場所 小会議室
- 3 委員 別紙「委員出席名簿」のとおり
- 4 課題名 宗教上の理由に基づく輸血拒否患者に対する診療指針

審議事項並びに判定

<申請の目的について>

当院の場合は、患者が18歳以上で医療に関する判断能力がある人の場合がほぼ対象と考えるが、転院を促すことが治療拒否にあたるかどうかを審議する。

<審議事項>

ア.診療指針について

- ① 「エホバの証人」の文言を削除する。
 - ・ 他の宗教でも同様なケースがあるかもしれないので、敢えて限定しない方がよい。
- ② 「信念は患者の権利と考え、その」の文言を削除する。
 - ・ 過去の最高の判例は、患者の判断を優先しなさいということ。輸血しないと思っていたのに輸血をされた、医者を選諾の権利が奪われた、自由が侵されたという事例であり、無輸血についての患者と医師の裁量については何ら判断していない。輸血についての説明を十分にしなかったことが問題となったもの。
 - ・ 患者が当院の方針を聞いて、転院を希望する場合は然るべき医療機関を紹介するなど、患者自身の選択が可能ということだと理解するが、輸血をしない病院の受け皿はあるのか。
 - ・ 仙台医療センターなどに依頼することになると思う。
- ③ 「当院では実施不可能と判断される場合」の文言を、「輸血をせずに救命することであった場合、当院でそれを行うことが不可能と判断される場合」に修正する。
 - ・ 当院の脳外科は相対的無輸血という考え方なので、患者を守る場合には輸血をする。
 - ・ 転院先も見つからない、輸血もしないという事態に至った場合の予後については、当院の責任を問わないという誓約書を書いてもらう。
 - ・ 生命の維持ができないという説明をしたうえでの誓約書、承諾書という扱いになる。
- ④ 患者への対応について
 - ・ 18歳以上、15歳以上、15歳未満に分けて記載している理由は何か。
 - ・ 宗教的輸血拒否に関するガイドライン・2008/2/28(以下「ガイドライン」という。)を参考にした。
 - ・ 15歳以上は民法961条の遺言能力と関係があり、14歳以下は親権者による判断となる。
 - ・ その解釈は現在も変わっていないということによいか。また、輸血に関係なく、他の同意書も同じ取扱いなのか。
 - ・ 解釈は変わっていない。他の同意書は同じ取扱いにはなっていない。
 - ・ 小児についてもインフォームドアセントがあり、親だけでなく本人にも説明することが求められている。
 - ・ この指針だけ年齢を細かく決めるのは、他の同意書との整合性を考えるとどうなのか。

- ・ 内科は判断能力のない人のケースが多い。
- ・ 子供も当院で全く取らないということも言えないことを考えると、結局この文言でよい

イ.輸血謝絶兼免責証書について

- ① 「エホバの証人の一人であり」の文言を削除する。
 - ・ 上記ア①と同じ理由。
- ② 二段落一行目の「無血性の～なお、」までの文言を削除する。
 - ・ 血液、液製剤以外の薬剤が記載されているが、血液、血液を含む分画製剤までの記載でよいのではないか。
 - ・ 生食等は通常の診療契約上のものということでよいのではないか。
- ③ 三段落の二行の文言「また私は、～(中略)～どんな危険も受け入れます。」をすべて削除する。
 - ・ 「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」(2008/2/28)の様式例に則るのがよい。
- ④ 四段落の二行目の「損害」の文言を削除し「事態」に修正する。
 - ・ 「いかなる損害」とは何か。
 - ・ 「死亡」及びそれに伴う重度後遺症など全部。
 - ・ 範囲が広すぎるので、ガイドラインにある「いかなる事態」がよい。
「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」(2008/2/28)と同じ表現にする。
- ⑤ 「立会証人」を「立会人」に修正する。
 - ・ 立会証人は誰が選ぶのか。
 - ・ 患者が選ぶ。
 - ・ 証書の中では必須項目ということか。
 - ・ 必須。理由は、患者一人だけへの説明では、説明した内容と患者の理解とが異なる場合などにおいて後で対処が困難になることもあり得るので、その担保とするためのもの。代理人や代諾者という意味ではなく、承諾していたことを側で聞いていた者で病院関係者以外の者、例えば家族でもよい。
 - ・ 「立会証人」ではなく「立会人」がよい。
- ⑥ 「代理人」の欄を追加する。
 - ・ 説明がわからないなど、判断ができない患者のために「代理人」欄が必要。
- ⑦ 最終行の「私は、～(中略)～受け入れることにしました。」を全て削除する。
 - ・ 意味が不明で不必要。
- ⑧ その他
 - ・ 受入してくれる医療機関が見つからない場合のことも記載した方がよいか。
 - ・ また、他の病院を探す義務が当院にあるか。
 - ・ これらは、医療を行うという契約関係の前のことであり、敢えて触れる必要はないし、探す義務もないと思う。
 - ・ 聞き取りについて、外来ですべて聞くことは現実的ではないのではないが、入院時は、宗教、心情上で希望があれば書いてくださいという方法はあるのではないか。
 - ・ 入院時の説明文書に書くことも一案ではないか。
 - ・ 入院時に書いてもらう書類に宗教等について書く欄はあったか。
 - ・ 今は書いていないし、聞いていない。

- ・ 宗教上等の治療に関する希望を書いてもらえるようにしてはどうか。
- ・ 「輸血はしない」と書いてもらえるか。
「入院診療計画について、何か希望がありますか。」と聞く方法があるのではないかと。免責にはならないけど希望は聞いたとできる。
- ・ 「特に希望がないときは当院の治療方針に基づき行います。」という文言がよいのではないかと。

※上記文言の修正等を行ったうえで、審査委員に再度見てもらってから最終的に承認する。
→条件付承認。